

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置の延長等
2	対象税目	政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税8) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】    【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		<p>(現行制度の概要)</p> <p>(1) 国税</p> <p>特別償却(法人税、所得税)</p> <p>沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備 8/100)</p> <p>(2) 地方税</p> <p>法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>沖縄の離島地域において、上記法人税、所得税の軽減と同様の効果を適用する(自動連動)。</p>
			<p>(要望の内容)</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の規定に基づく沖縄の離島の旅館業に係る課税の特例措置について、同法に係る来年度以降の法的措置が講じられる場合(次期通常国会に法律案提出予定)に、対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直し( )を行った上で適用期限を2年間延長する。</p> <p>次に掲げる他の条件不利地域振興立法に係る税制特例措置を基にした内容の見直し(一部要件の拡充)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度</li> <li>・奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度</li> <li>・過疎地域における事業用設備等に係る割増償却制度</li> </ul> <p>○見直し内容</p> <p>1. 対象業種に、「製造業」、「農林水産物等販売業*」及び「情報サービス業等**」を追加する。</p> <p>*「農林水産物等販売業」</p> <p>沖縄の離島地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において販売することを目的とする事業</p> <p>**「情報サービス業等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報サービス業</li> </ul>

・有線放送業  
 ・インターネット付随サービス業  
 ・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務  
 (租税特別措置法施行規則第二十条の十六第六項と同様)

2. 全対象業種の対象設備を、「機械及び装置、建物及びその付属設備並びに構築物」とする。

3. 対象要件の「新設又は増設」を、「取得又は製作若しくは建設(建物等にあつては改修を含む。)」に見直す。

4. 通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を、次のように見直す。

割増償却(5年間)  
 償却限度額

機械・装置：普通償却限度額の 32/100 建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の 62/100
--

5. 取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。  
 ただし、次のとおり資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。

【旅館業・製造業】

- ・個人又は資本金 5,000 万円以下の法人：500 万円以上の取得等
- ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下の法人：1,000 万円以上の新增設に係る取得等
- ・資本金 1 億円超の法人：2,000 万円以上の新增設に係る取得等

【農林水産物等販売業・情報サービス業等】

- ・個人又は資本金 5,000 万円以下の法人：500 万円以上の取得等
- ・資本金 5,000 万円超の法人：500 万円以上の新增設に係る取得等

6. 特例措置の適用に当たって、事前の確認手続を導入する。  
 沖縄県又は市町村が、当該地域における産業振興を促進するための計画を策定した上で、事業者が適用を受けようとする際、当該計画に適合する旨の事前の確認を受けることを要件化する。  
 ( 当該計画の策定主体や記載事項等を始め、事前の確認手続の詳細

		<p>細については、改正沖縄振興特別措置法における離島振興の在り方等の見直しと一体的に検討する。)</p> <p>(関係条項)          沖縄振興特別措置法第 93 条、第 94 条          租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27          租税特別措置法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p>
5	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成29年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 5年延長 平成19年度 5年延長 平成24年度 5年延長 平成29年度 2年延長 令和元年度 2年延長 令和3年度 1年延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>(1)政策目的          人口減少や高齢化の進行などの課題を抱える沖縄の離島地域において、本特例措置によって設備投資を促進することで、旅館業や農林水産物等販売業など、離島地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>(2)施策の必要性          沖縄の離島振興については、これまで沖縄振興特別措置法等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、一定の成果を上げてきたが、依然として、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性が存在し、本島に比して、物流等の高コスト構造がみられるほか、人口減少や高齢化の進行などの課題を抱えている。一方で、沖縄の離島地域は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有し、その保全や活用の観点からも、重要性が認められる。          そのため、沖縄の離島地域の地域社会の維持・活性化が必要であるが、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大のためには、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが重要であり、その方策として、当該産業に係る設備投資を促進する本特例措置が必要である。</p> <p>対象業種については、これまで、沖縄の離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光業等の振興を図るために、旅館業を対象としてきたが、沖縄の離島地域における産業振興の更なる推進のため、離島地域の地域資源を活用し、当該地域の自立的発展に重要な役割を担う業種である、次の3業種を追加する必要がある。</p>

		<p>・製造業  沖繩の離島地域における特産物等の製造を始めとし、地域経済の活性化を底支えしている業種であるため。</p> <p>・農林水産物等販売業  沖繩の離島地域において、就業者比率が相対的に高い農林水産業の6次産業化を支える業種であるため。</p> <p>・情報サービス業等  距離的・時間的制約が少なく、また、新たな働き方やDX等の時代潮流を踏まえ、今後、需要の増大が見込まれる業種であるため。</p> <p>なお、旅館業についても、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖繩の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、引き続き、対象業種とする必要がある。</p> <p>適用要件については、これまで、取得価格「1,000万円超」の「建物及び付属設備等」の「新增設」を対象としてきたが、政策目的の実現に向け、より効果的な施策とするため、以下のとおり見直しが必要である。</p> <p>・沖繩の離島地域の立地企業は、小規模な企業の割合が多く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、上記対象業種に係る設備投資を促すためには、取得価額を「500万円以上」に引き下げる必要がある。(なお、資本金の規模に応じて取得価額要件を区分する。)</p> <p>・沖繩の離島地域において、企業活動の持続性に寄与する設備投資を促進するため、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加する必要がある。特に、建物等の改修を追加することは、企業活動の持続性を高める観点から効果が見込まれる。</p> <p>特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、沖繩の離島地域における産業振興を更に推進し、企業活動の持続性を高めるためには、複数年度にわたり税制優遇効果をもたらす、投資の見通しが立てやすい割増償却制度(5年間)への移行を行う必要がある。</p> <p>なお、「建物・付属設備、構築物」の償却率については、台風等の襲来が多く鉄筋コンクリート造りの建物が多い沖繩の状況を踏まえ、耐用年数が長い建物の場合でも現行制度の特別償却による特例措置と同等の効果を維持するため、償却率を「普通償却限度額の62/100」以上とする必要がある。</p> <p>(政策目的の根拠)  経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抄)  第2章の3.(8)分散型国づくりと個性を生かした地域づくり  (中略)  これまでの沖繩振興策の検証結果 1も踏まえ、現行沖繩振興特別措置法 2期限後の沖繩振興の在り方について検討を進めつつ、沖繩が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖繩振興策を総合的・積極的に推進する。</p>
--	--	---

- 1 「沖縄振興の現状と課題 - 沖縄振興計画総点検結果(ロジックモデル等に基づく現状分析) - 」(令和3年3月26日内閣府取りまとめ)。
- 2 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、本年度末に期限を迎える。

「沖縄の振興について」(令和3年8月23日沖縄振興審議会意見具申)(抄)

本審議会は、沖縄振興特別措置法第111条第2項の規定に基づき、今後の沖縄の振興に関し、別添の総合部会専門委員会最終報告を踏まえ、下記のとおり意見を申し出ます。

#### 記

(前略)

さらに、外的な変化に強く質・量とも優れた観光産業の構築、観光産業と県内他産業間の連携強化等による沖縄の優位性を活かした新産業の創出・発展、おきなわブランドの確立等を通じた「稼げる農業」の実現、社会資本整備による生産性向上効果を高めるためのハード・ソフト一体となった取組の強化、返還時期を踏まえた計画的かつ効果的な跡地利用の推進、定住促進等による担い手不足の解消等を通じた持続可能な離島や北部の振興、戦後処理問題の解決など、各分野における取組を戦略的に推進していくことが求められる。

(後略)

以上

新たな沖縄振興策の検討の基本方向(内閣府案)(令和3年8月24日内閣府)(抄)

#### 8 離島の振興

離島地域は沖縄本島からも遠隔に位置し、市場規模の狭小性や様々な生活コストが割高であることなどの条件不利性を抱えている。

多くの離島では人口の減少や過疎化が課題となっているが、離島は我が国の広大な領海及び排他的経済水域の保全にも極めて重要な役割を果たしており、引き続き、離島における定住促進や産業振興を図ることが重要である。

このため、離島の条件不利性の克服や持続可能性の向上を図る観点から、定住促進・産業振興等に資する取組を支援する。

また、離島の産業振興等の観点から、離島における旅館業用建物等の課税の特例を見直す(注8)などの措置を講ずる。

(注8)特別償却の見直し、業種の拡大等

(参考)現行法制における根拠

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)は、「沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与すること」を目的とし、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)においては、離島の振興に関する基本的な事項として、「各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の

		<p>活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す」こととされている。</p> <p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第3条 (略) 2 (略) 3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。</p> <p>(離島の旅館業に係る減価償却の特例) 第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定) 沖縄の振興に関する基本的な事項 9 離島の振興に関する基本的な事項 離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。 このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ること で、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】9. 沖縄政策 【施策】9. 沖縄振興に関する施策の推進</p>
	達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標) 離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進することで、当該産業を振興し、雇用機会を創出・確保すること。 【測定指標】</p>

			<p>・沖縄の離島地域の就業者数 【目標値】 ・令和5年度:61,150人</p> <p>(目標値設定の考え方) 沖縄の離島地域における就業者数が減少傾向にあること(H17年、H22年、H27年国勢調査)を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。 (詳細は別紙参照)</p> <p>政策目的・達成目標の変更理由 従前の政策目的・達成目標は、旅館業のみを対象とした特例措置に係るものであったが、今般、対象業種等を拡充するに当たり、政策目的を変更し、また、本特例措置の有効性等の検証をより適切に行えるよう、達成目標を変更した。 (参考) ・従前の政策目的:沖縄の離島地域における旅館業等の立地を促進すること ・従前の達成目標:沖縄の離島地域における宿泊施設の収容人員数</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与) 旅館業や農林水産物等販売業など離島の特色を生かした産業に係る設備投資を促進し、当該産業の振興を図ることで、定住条件の一つである雇用機会が創出・確保されれば、人口流出の抑制及び人口流入の拡大につながる。</p>																																																
10	有効性等	適用数	<p>適用数の実績及び見込み</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="603 1205 1406 1568"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>旅館業</th> <th>製造業</th> <th>農林水産物等販売業</th> <th>情報サービス業等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R5年度</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。 下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。 (推計の方法については、別紙参照)</p>	年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計	H29年度	2					H30年度	1					R元年度	3					R2年度	1					R3年度	1					R4年度	3	1	1	1	6	R5年度	6	2	2	2	12
年度	旅館業	製造業	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計																																														
H29年度	2																																																		
H30年度	1																																																		
R元年度	3																																																		
R2年度	1																																																		
R3年度	1																																																		
R4年度	3	1	1	1	6																																														
R5年度	6	2	2	2	12																																														

		適用額	適用額の実績及び見込み (単位：千円)							
			年度	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計		
			H29年度	185,520						
			H30年度	4,360						
			R元年度	248,457						
			R2年度	66,342						
			R3年度	66,342						
			R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610		
			R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221		
			<p>H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。  法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。  下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。  (推計の方法については、別紙参照)</p>							
		減収額	減収額の実績及び見込み (単位：千円)							
			年度	区分	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計	
			H29年度	国税	特別償却	43,412				
				地方税	事業税	11,419				
					法人住民税	5,600				
			H30年度	国税	特別償却	1,012				
				地方税	事業税	387				
					法人住民税	132				
			R元年度	国税	特別償却	57,642				
				地方税	事業税	21,984				
					法人住民税	7,436				
			R2年度	国税	特別償却	15,391				
				地方税	事業税	4,294				
					法人住民税	1,077				
			R3年度	国税	特別償却	15,391				
				地方税	事業税	4,452				
					法人住民税	1,077				
			R4年度	国税	割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078	18,469
				地方税	事業税	2,671	890	890	890	5,341
					法人住民税	646	215	215	215	1,291
			R5年度	国税	割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157	36,941
				地方税	事業税	5,343	1,781	1,781	1,781	10,686
					法人住民税	1,293	431	431	431	2,586
			<p>H29年度～R元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づき、法人税率をH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として算出。  H29年度～R元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)より。(事業税は、地方法人特別税を含む。)  下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。  (推計の方法については、別紙参照)</p>							



		効果	<p>(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)</p> <p>1. 従前の政策目的及び達成目標の状況</p> <p>達成目標(収容人員数)の実現状況[達成度%]</p> <p>平成27年度(実績):38,713 [93.7%]</p> <p>平成28年度(実績):40,669 [98.4%]</p> <p>平成29年度(実績):42,234 当初目標41,325 達成 (新規目標50,531)</p> <p>平成30年度(実績):45,930 [91.0%]</p> <p>令和元年度(実績):49,886 [98.7%]</p> <p>令和2年度(推計):52,226 達成見込み</p> <p>令和3年度(推計):54,566</p> <p>(出典:沖縄県「離島関係資料」)</p> <p>令和2年度及び3年度の値については、平成27年度～令和元年度の平均増加数(+2,340)を用いて推計。</p> <p>政策目的の達成状況</p> <p>上述のとおり、所期の目標は達成が見込まれ、「離島地域における旅館業等の立地を促進する」という従前の政策目的に寄与してきたと言える。</p> <p>2. 新たな政策目的及び達成目標の状況</p> <p>達成目標( )の実現見込み</p> <p>沖縄の離島地域の就業者数:61,150人(令和5年度)</p> <p>一般の改正によって、適用数の増加及び本特例を活用した事業者の新規雇用者の増加が見込まれ、減少トレンドにある沖縄の離島地域の就業者数を増加させる効果が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度:60,778人</li> <li>・令和5年度:61,150人(目標達成見込み)</li> </ul> <p>(推計の方法については、別紙参照)</p> <p>(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)</p> <p>1. 従前の達成目標に対する直接的効果</p> <p>(参考)</p> <p>過去の直接的効果を推計する数値として、各年度における、宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数に対する本特例措置の適用件数の割合を求めると、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度※</th> <th>令和3年度※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用要件を満たす宿泊施設増加数*</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>53</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>直接効果</td> <td>7.14%</td> <td>3.13%</td> <td>5.66%</td> <td>4.17%</td> <td>4.17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和2年度及び令和3年度は、平成24年度～令和元年度の平均値(H24～R元年度の累計適用件数9件÷8か年度 1件、H24～R元年度の適用要件を満たす宿泊施設の増加数の累計192件÷8か年度=24件)として推計。</p> <p>*宿泊施設の増加数のうち適用要件を満たすものの数については、不動産取得税の適用件数(沖縄県調べ)と仮定して推計。</p> <p>2. 新たな達成目標に対する直接的効果</p> <p>本特例措置の直接的効果を測るため、事前の確認手続の際、本特</p>		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※	適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24	適用件数	2	1	3	1	1	直接効果	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※	令和3年度※																						
適用要件を満たす宿泊施設増加数*	28	32	53	24	24																						
適用件数	2	1	3	1	1																						
直接効果	7.14%	3.13%	5.66%	4.17%	4.17%																						

		<p>例を活用した事業者の当該設備投資に係る新規雇用者数について、調査を行う予定である。</p> <p>3. 制度が拡充・延長されない場合の影響  沖繩の離島地域の地域社会の維持・活性化のためには、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大が必要であるが、雇用機会の創出・確保に寄与する本特例措置が拡充・延長されない場合、沖繩の離島振興に大きな負の影響をもたらすことが予想される。</p> <p>4. 適用数が僅少であることについて  令和3年度まで  国税に係る特例措置の適用数が僅少なものは、事業初年度における黒字化が困難であることが主な原因と考えられる。また、上述のとおり、従前の達成目標である収容人員数は着実に増加しており、本特例措置が従前の達成目標の実現に一定程度有効な手段であると考えられる。</p> <p>令和4年度以降  対象業種の拡充や取得価額要件の引き下げ等により、適用数の増加が見込まれるが、改正初年度である令和4年度については、適用数がやや僅少となることを見込まれる。主な原因として、事前の確認制度を始めとする新たな対象要件の周知に一定程度の時間を要することが考えられる。しかし、令和5年度以降は、適用数も増加することが見込まれ、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p> <p>なお、適用数が僅少であるにも関わらず本特例措置を存置すべき理由としては、遠隔性、散在性等の地理的条件不利性を抱える一方で、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖繩の離島地域の振興を、民間活力を生かして行う必要があるからである。さらに、今般の改正によって適用数の増加及び効果の増幅が見込まれ、政策目的の達成に向け、より効果的な措置となることが期待される。</p>
	<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>税収減を是認するに足る効果  離島の特色を生かした産業を振興し、当該地域における人口流出の抑制及び人口流入の拡大に寄与する本特例措置は、特色ある自然環境や歴史、文化など多様な地域資源を有する沖繩の離島地域において、その条件不利性の克服や持続可能性の向上に資する効果がある。</p> <p>また、遠隔性、散在性等の条件不利性を克服しつつ、沖繩の離島の持つ潜在力を発揮した魅力ある島づくりの実現に資する効果があり、島独自の自然環境、歴史、文化等の維持・保全に寄与するだけでなく、我が国が国家戦略として進める沖繩振興に寄与する効果も有する。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の収束後は、ワーケーションなど新たな働き方等の浸透により、沖繩の離島地域への観光需要は増大することが見込まれるため、本特例措置は、沖繩の離島地域の観光振興に寄与する効果もある。</p>

11	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>上述のとおり、沖縄の離島地域において、離島の特色を生かした産業を振興し、雇用機会を創出・確保することが必要であるが、当該政策目的を民間活力を生かして成し遂げるためには、民間事業者による設備投資の誘因となる本特例措置が必要である。</p> <p>事業者の投資判断に当たっては、経済情勢など中長期的な視点からの経営判断が必要であり、補助金等の単年度ごとの支援ではなく、税制等の中長期的な制度の裏付けが大きな影響を与えられらるため、税制優遇措置による支援が手段として適当であると考えらる。(民間事業者の個人資産の形成に、補助金を充当することは適当ではない。)</p> <p>また、本特例措置は、課税の繰延べであり、減収額相当分を補助金等として交付するよりも最終的な負担は少ないという点においても、手段としての適切性が認めらるる。</p>
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄振興特別措置法等に基づく沖縄振興において、官民の役割分担を踏まえ、本特例措置のほか、沖縄振興特別推進交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、これらの補助事業では、離島の遠隔性、散在性等の地理的不利性解消に向け、自治体が事業を行っているのに対し、本特例措置では、民間投資の促進による産業の振興を目的としており、役割分担がなされている。</p>
		地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、沖縄県からの要望等も踏まえて拡充・延長するものである。国税に自動連動等する地方税収は減少するものの、本特例措置は、沖縄の離島振興に資するものであり、沖縄県及び関係市町村が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月(R2 内閣 03)

**(目標値)**

- 離島の就業者数を61,150人とする（令和5年度）

**(目標値の設定の考え方)**

●直近3回分の国勢調査（H17年、H22年、H27年調査）によると、沖縄の離島地域における就業者数は減少傾向にあること（下図参照）を踏まえ、当該調査の平均値を目標とする。

	H17年	H22年	H27年	平均
就業者数	61,652	60,823	60,976	61,150 ←目標値（R5年）
（参考）人口	129,829	127,766	125,940	—

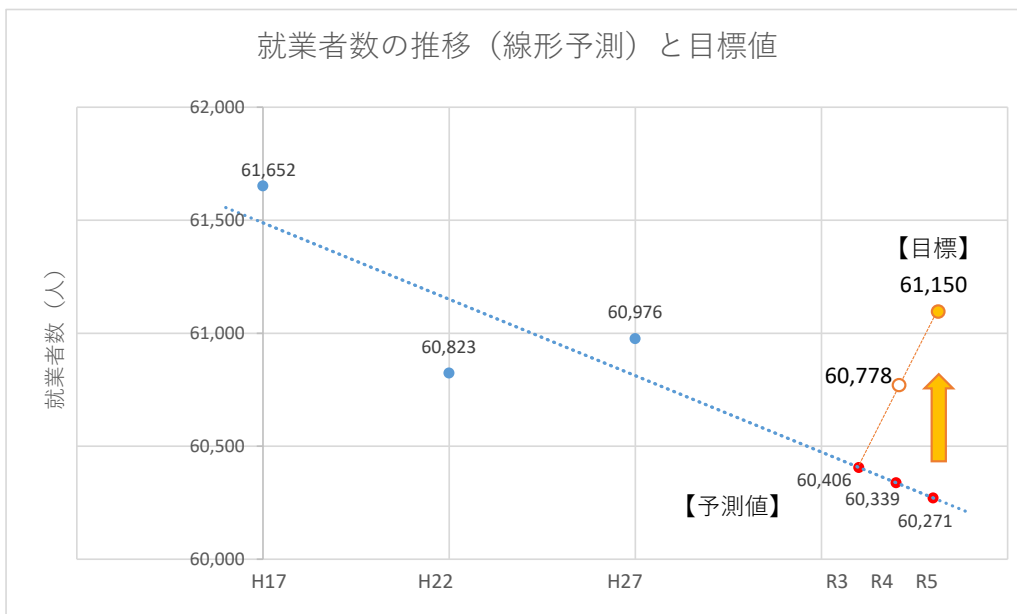
出典：沖縄県「離島関係資料」

**[参考] 沖縄の離島地域の就業者数の推移と本特例を踏まえた見込み値**

・H17年を0とする年数をx軸に、就業者数をy軸に取り、H17年、H22年、H27年の値から線形予測を行ったところ、R3年、R4年、R5年の就業者数は下表のとおり推計される。（ $y = -67.6x + 61488$ ）

	R3年	R4年	R5年
就業者数（予測）	60,406	60,339	60,271
見込み値（目標値）	—	60,778	61,150

※R4年の見込み値は、R5年度に目標を達成することを見込み、かつ、就業者数が線形に推移するものとして算出。



(適用数、適用額及び減収額の推計方法)

●適用数の実績及び見込み

(単位：件)

年度	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計
H29年度	2				
H30年度	1				
R元年度	3				
R2年度	1				
R3年度	1				
R4年度	3	1	1	1	6
R5年度	6	2	2	2	12

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一であるため、区分して記載せず。

※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。

【推計の方法】

- ・R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値(以下「平年度値」という。)として推計。
- ・R4年度は、旅館業については、適用要件を拡充することを踏まえ、過年度の最大値(R元年度：3件)として推計。他の3業種については、平年度値と同等を見込み推計。
- ・令和5年度については、新規件数を令和4年度と同等と見込み推計。

●適用額の実績及び見込み

(単位：千円)

年度	旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計
H29年度	185,520				
H30年度	4,360				
R元年度	248,457				
R2年度	66,342				
R3年度	66,342				
R4年度	39,805	13,268	13,268	13,268	79,610
R5年度	79,610	26,537	26,537	26,537	159,221

\*割増償却1件当たりの適用額

13,268

※H29年度～R元年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)より。

※法人税、法人住民税及び法人事業税の適用額は同一であるため、区分して記載せず。

※下線部を付した年度(R2年度～R5年度)は、推計値。

【推計の方法】

- ・R2年度及びR3年度は、H24年度～R元年度の平均値(以下「平年度値」という。)として推計。
- ・R4年度及び令和5年度は、割増償却の期間が5年間であることから、平年度値を5で除した値を「割増償却1件当たりの適用額\*」とし、上述の見込み件数に掛け合わせることで推計。

●減収額数の実績及び見込み

(単位：千円)

年度	区分		旅館業	製造業	農林水産物 等販売業	情報サービ ス業等	合計
H29年度	国税	特別償却	43,412				
	地方税	事業税	11,419				
		法人住民税	5,600				
H30年度	国税	特別償却	1,012				
	地方税	事業税	387				
		法人住民税	132				
R元年度	国税	特別償却	57,642				
	地方税	事業税	21,984				
		法人住民税	7,436				
R2年度	国税	特別償却	15,391				
	地方税	事業税	4,294				
		法人住民税	1,077				
R3年度	国税	特別償却	15,391				
	地方税	事業税	4,452				
		法人住民税	1,077				
R4年度	国税	割増償却	9,235	3,078	3,078	3,078	18,469
	地方税	事業税	2,671	890	890	890	5,341
		法人住民税	646	215	215	215	1,291
R5年度	国税	割増償却	18,470	6,157	6,157	6,157	36,941
	地方税	事業税	5,343	1,781	1,781	1,781	10,686
		法人住民税	1,293	431	431	431	2,586

※H29年度～R元年度の国税については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき、法人税率をH29年度は23.4%、H30年度以降は23.2%として算出。

※H29年度～R元年度の地方税については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）より。（事業税は、地方法人特別税を含む。）

※下線部を付した年度（R2年度～R5年度）は、推計値。

【推計の方法】

- ・国税：上述の適用額（推計）に、法人税率23.2%を乗じて推計。
- ・地方税：各府省庁税制担当課長会議（令和3年8月4日総務省自治税務局主催）資料「地方法人二税に係る減収額算定方法について」に基づき、次のとおり算出。

○法人住民税 = 法人税の減収額 × 7.0%

○法人事業税 = 次の①、②、③の和（※税率%は令和3年度以降の推計に用いたものを記載【令和2年度】）

①法人事業税所得割（収入割） = 法人税の適用額 × 3.4% 【3.1%】

②特別法人事業税 = ① × 76.8% 【83.0%】

③法人事業税（付加価値割） = 法人税の適用額 × 0.7% 【0.8%】